

構造設備基準及び衛生上必要な措置

【施術所共通】

基準・措置	根拠法令等
1. 6.6㎡以上の 専用 の施術室を有すること。 2. 3.3㎡以上の待合室を有すること。 3. 施術室は室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること(ただし、これに代わるべき相当な換気装置があるときはこの限りでない)。 4. 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の5第1項 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第20条第1項 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)第25条 柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)第18条
5. 常に清潔に保つこと。 6. 採光、照明及び換気を充分にすること。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の5第2項 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第20条第2項 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)第26条 柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)第19条

【注意事項】

1. あはき法と柔整法に基づく施術所の両方を行う場合、それぞれ届出が必要です。
2. あはき法と柔整法に基づく施術所の両方を行う場合、専用の施術室が必要です。
 ※ 施術者が一人で、あはき法と柔整法に基づく、それぞれの免許資格を有している場合でも、それぞれの専用の施術室を設置することが原則ですが、同一人のみが施術を行う場合に限り、施術所における施術室を兼用(一つの施術室を両方の施術室として兼用)できます。
3. あはき法又は柔整法に基づく専用の施術室を用いて、法定外医業類似行為(カイロプラクティック等、民間療法)を行うことはできません。